

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

川崎市子どもの権利に関する行動計画は、**川崎市子どもの権利に関する条例**第36条に基づき、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しています。

第1～5次行動計画の策定にあたっては、川崎市子どもの権利委員会からの意見を踏まえ策定しており、第6次においても、引き続き多様な主体との協働の下、子どもの権利条例に基づき、子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して行動計画を策定します。

2 計画の位置付け

(1)川崎市総合計画との関係

川崎市総合計画の政策5-2「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」における「平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進」の中の、「子どもの権利施策推進事業」を推進するための行動計画として位置付けています。

(2)他の計画等との関係

「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、「川崎市社会的養育推進計画」、「川崎市人権施策推進基本計画（人権かわさきイニシアチブ）」等の内容との整合性を図り、各分野における子どもの権利施策を横断的に推進します。

3 計画の期間

令和2(2020)年度～令和4(2022)年度 [3年間]

川崎市子どもの権利に関する条例

国連の「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえた国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例。

虐待、体罰、いじめなどの子どもたちを取り巻く状況を背景に、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるために、多くの市民や子どもの参加のもとに制定しました。

川崎市子どもの権利委員会

条例第38条に基づき子どもに関する施策の効果・課題を客観的に検証する附属機関。条例第36条第2項は、行動計画の策定にあたっては同委員会の意見を聴くものと規定しており、本計画の策定にあたっては、計画の理念や重点的取組等について意見の提出を受けました。

第2章 これまでの取組の成果と課題

1 これまでの取組の成果

(1)子どもの安心と自己肯定感の向上について →基本目標(1)

子どもが安心して生きられるために、「川崎市子どもを虐待から守る条例」等に基づき川崎市児童虐待対応ハンドブックを活用した虐待防止の取組、「かわさき共生＊共育プログラム」等の取組を推進してきました。また、川崎市いじめ防止基本方針に基づきいじめ防止の取組等を推進してきました。

<第5次行動計画における成果>

子どもに関わる施設の職員などに向けた研修等において子どもの権利についての資料提供や講師派遣などの拡充を進めました。また、子どもや保護者への性別による差別を防止するため、正しい理解を広める取組を進めました。

(2)子どもの意見表明・参加の推進について →基本目標(2)

市・行政区・中学校区の子ども会議、学校教育推進会議、こども文化センターの子ども運営会議などを設置し、子どもの意見表明と参加を推進してきました。市子ども会議と行政区子ども会議との交流会を開催して子ども会議同士の交流を促進するなど、子ども会議の活動を進めてきました。

<第5次行動計画における成果>

市子ども会議において、新しくテーマ設定した「川崎市の良いところ探し」を中心に、意見表明の充実のための手法等を子どもの意見を聴いて検討し、実際に市内数か所の見学を行うなど、より自主的な活動ができるような支援を進めました。

(3)子どもにやさしいまちづくりの実現について →基本目標(3)

子どもが悩みや困っていることを相談できるように、権利侵害からの相談・救済機関として、平成14(2002)年に「人権オンブズパーソン」を設置しました。

子どもが自由に安心して集うことができる拠点施設として、平成15(2003)年に「川崎市子ども夢パーク」を開設しました。

「24時間子供SOSダイヤル」を開設するなど、子どもの相談窓口を拡充し、また、「地域の寺子屋」など、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、地域の教育力向上を図るとともに新たな子どもの居場所づくりを推進してきました。

<第5次行動計画における成果>

各区役所地域まもり支援センターにおいて、子どもに関わる団体や関係機関によるネットワーク会議等を開催することで相互の関係を深めて情報共有と連携を強化し、子どもへの切れ目のない支援を推進しました。

2 子どもの権利をめぐる状況

第6回の実態・意識調査(平成30(2018)年)等からも、条例の認知度や子どもの居場所、子どもの意見表明・参加、相談・救済等など、本市の子どもの権利をめぐる状況について、引き続き、その取組の推進が必要であることがわかりました。

(1)条例と子どもの権利に関する意識の普及について(条例第6条関連)

約半数の子どもと保護者を超えるおとなが条例を知らないことは問題であり、子どもの権利保障を推進するために、市民の条例への理解と関心を広め、子どもの権利に関する意識を普及する必要があります。

条例を「知っている」「聞いたことがある」と回答する市民の割合

子ども 49.7% おとな 38.3% [市/平成30年]

→計画への反映：施策の方向Ⅰ 推進施策(1)

(2)子どもの養育の支援について(条例第18条関連)

地域で孤立したり経済的に困窮したりする親と子どもがいることは問題であり、養育が困難な状況にある親と子どもへの支援を進めていく必要があります。

困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」「しない」と回答するおとなの割合

おとな 36.2% [市/平成30年]

→計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策(7)

(3)児童虐待について(条例第19条関連)

児童虐待は子どもの権利の重大な侵害であり、親支援等による予防、未然防止及び早期発見・早期対応への取組をより進めていく必要があります。

虐待相談・通告件数

4,134件 [児童相談所・区役所/平成30年度]

→計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策(9)

(4)いじめについて(条例第24条関連)

いじめは子どもの権利の重大な侵害であり、学校や子どもに関わる施設の職員の人材育成等による未然防止と早期発見・早期対応の取組をより進めていく必要があります。

いじめの認知件数

3,236件 [市立小・中学校/平成30年度]

→計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策(12)

(5)子どもの居場所について(条例第27条関連)

不登校の児童生徒を含むすべての子どもに対して、地域における居場所の確保が課題となっており、地域の中においてさまざまな形で居場所づくりを進めていく必要があります。

地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所が「ない」と回答する子どもの割合

子ども 26.9% [市/平成30年]

→計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策(15)

(6)子どもの意見表明・参加について(条例第29条関連)

子どもに関わることを決めるとき、子どもの意見が必ずしも十分に反映されないことは問題であり、子どもの自主的・自発的な意見表明と参加を支援する取組が必要です。

地域の話し合い(子ども会議、学校教育推進会議など)に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

子ども 70.6% [市/平成30年]

→計画への反映：施策の方向Ⅳ 推進施策(17)

(7)相談機関・救済制度の利用について(条例第35条関連)

困ったり悩んだりしたとき、設置されている相談・救済機関が十分に活用されないことは問題であり、子どもを権利侵害から守るために、子どもが相談しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」「しない」と回答する子どもの割合

子ども 52.4% [市/平成30年]

→計画への反映：施策の方向Ⅴ 推進施策(23)(24)

3 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて

子どもの権利をめぐる課題には、すぐに解決できるものだけではなく深刻化・複雑化しているものも多いため、行政だけではなく多様な主体と協働・連携による取組や持続的な取組が必要となります。

権利委員会からは、計画の策定にあたっては、これまで条例に位置付けて取組を進めてきた課題について、より一層の推進を図ると同時に、重点的に取り組む必要があるものとして、次の項目があげられました。

①パートナーとしてつなぎ・つながる協働・連携づくりの取組

②児童虐待・いじめ等に対する専門性を高める取組

③子どもが地域づくりの主人公と実感できる参加の取組

児童虐待や体罰、いじめ等については、早期の把握と対応が重要であり、子どもの参加については、子どもを単に保護する対象ではなく、大人とともに社会を構成するパートナーであると考え、その主体的な地位を保障する必要があります。

第6次の行動計画においては、**24の推進施策とあわせて「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」、「子どもの参加を支援する取組」の2つを計画期間における重点的取組として位置付け**、課題の解決に向けて取組を推進します

第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画 [概要版]

第3章 計画の基本的な考え方と体系

基本理念を踏まえ、3つの基本目標と5つの施策の方向を位置付け、子どもの権利を保障する施策を推進します。

1 基本理念

子どもの権利に関する基本的な考え方を示す条例の前文を計画の基本理念とし、以下の6つの理念のもと目標に向けて取り組みます。

- (1) 子どもは、それぞれがかけがえない価値と尊厳を持った一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

2 基本目標

基本理念を踏まえ、子どもの権利を保障するうえで目指すべき3つを基本目標とします。

(1) 子どもの安心と自己肯定感の向上

子どもが差別を受けず、虐待やいじめ等から守られ、安心して生活し、自己肯定感を持つことを目指します。

(2) 子どもの意見表明・参加の推進

子どもの意見表明と参加を促進し、あらゆる場面において子どもの意見が反映されることを目指します。

(3) 子どもにやさしいまちづくりの実現

子どもの居場所があり、いつでもどこでも相談でき、いきいきと育つことができる、「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。

3 施策の方向

施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

(条例第1章)

(子どもの権利に関する広報・啓発等の実施)

成果指標	現状	目標値	第5次目標値
条例を「知っている」「聞いたことがある」と回答する市民の割合	49.7%子ども 38.3%(大人)	54.0%以上 43.0%以上	48.0%以上 34.0%以上

施策の方向Ⅱ 個別の支援 (条例第2章)

(子どもの置かれている状況に応じた個別の支援の実施)

成果指標	現状	目標値	第5次目標値
文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず「大切にされている」と回答する割合	80.3%子ども 75.2%(大人)	83.0%以上 77.0%以上	83.0%以上 65.0%以上

施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

(条例第3章)

(家庭、育ち・学ぶ施設、地域における各種支援の実施)

成果指標	現状	目標値	第5次目標値
条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合	22.6%	13.0%以下	15.0%以下

施策の方向Ⅳ 子どもの参加 (条例第4章)

(あらゆる機会での子どもの意見表明と参加の促進)

成果指標	現状	目標値	第5次目標値
地域の話し合い(子ども会議、学校教育推進会議など)に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合	70.6%	60.0%以下	60.0%以下

施策の方向Ⅴ 相談及び救済 (条例第5章)

(相談しやすい環境づくり、権利侵害の特性に配慮した相談及び救済)

成果指標	現状	目標値	第5次目標値
困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」「しない」と回答する子どもの割合	52.4%	47.0%以下	60.0%以下

指標の出典：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査(平成30年)

第4章 推進施策と取組

施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

推進施策(1)～(3)

子どもの権利に関する広報、子どもの権利学習 ほか
<取組> 市民参加による子どもの権利の日事業、学校等での子どもの権利の学習、区役所等の子育て関連イベントでの広報 など

施策の方向Ⅱ 個別の支援

推進施策(4)～(5)

個別の必要に応じた支援、共生社会に関する理解の促進
<取組> やさしい日本語による情報発信、障害のある子ども等への支援、かわさき共生*共育プログラム など

施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

推進施策(6)～(16)

子どもの養育の支援、虐待・体罰・いじめの防止及び救済等、子どもの居場所の確保 ほか
<取組> 親等への子育て情報提供、子どもの養育が困難な親等の支援、育ち・学ぶ施設の職員の研修、こども文化センター事業 など

施策の方向Ⅳ 子どもの参加

推進施策(17)～(22)

子どもの参加の促進、子ども会議の開催と支援 ほか
<取組> 子ども会議、学校教育推進会議、子ども運営委員会の開催、子どもの自主的な活動の支援 など

施策の方向Ⅴ 相談及び救済

推進施策(23)～(24)

人権オンブズパーソンによる相談・救済 ほか
<取組> 子どもの相談・救済、相談しやすい環境づくり、相談カードやホームページによる相談・救済機関の周知 など

第5章 重点的取組

第6次の行動計画においては、これまでの取組の成果と課題や権利委員会からの行動計画策定に向けた意見を踏まえ、重点的に取り組む必要があるものについて本計画期間における重点的取組に位置付けます。

重点1: 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組

要保護児童等に対するより適切な支援のため、児童相談所への児童福祉司等の着実な配置及び各専門職が期待される役割や支援スキルを發揮し現場で実践できるようにするための研修の実施による人材育成など、相談支援体制の強化を図ります。

いじめ防止を図るため、子どもへの児童生徒指導体制の一層の充実を図るとともに子どもの権利についての啓発を行います。育ち・学ぶ施設等の職員に対しては、いじめ防止に関する研修等を実施して教育相談技能を含めた指導力の向上を図ります。

【主な該当施策】

- ・親等による虐待・体罰の防止及び救済等
- ・育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等
- ・育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等

重点2: 子どもの参加を支援する取組

子どもの意見を求めるための、「川崎市子ども会議」の取組として、他都市の子ども会議の視察などによるサポーター研修を実施し、子どもの自主的、自発的な活動を支援します。また、子どもの権利条約フォーラムに参加したりするなど、市内だけでなく、全国の様子にも目を向ける機会を設けていきます。さらに、「子ども集会」を開催し「川崎市子ども会議」と行政区・中学校区の「子ども会議」との連携・交流などを図ります。

【主な該当施策】

- ・子どもの参加の促進
- ・子どもの意見の尊重
- ・子ども会議の開催と支援

第6章 推進体制及び評価・検証

1 推進体制

(1) 庁内推進体制

- ・子ども未来局の下、子ども施策全体としての子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図ります。
- ・川崎市子ども施策庁内推進本部会議等の庁内会議の開催及び実務担当者間の連絡調整による組織間連携の推進を図ります。
- ・区役所地域まもり支援センター及び関係所管課と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域に根差した子ども・子育て支援を推進します。

(2) 人材育成の充実

- ・職員が子どもの権利についての意識を高めるための研修等による人材育成の充実を図ります。

(3) 市民、市民活動団体、関係機関との協働・連携

- ・市民活動団体、地域教育会議等との協働・連携による広報・啓発事業等を通じて、子どもの権利施策を推進します。

2 評価・検証

(1) 進行管理と評価の実施

(2) 川崎市子どもの権利委員会による施策の検証